

第4章 整備計画（実現に向けた方策）

4-1. 全体整備計画

(1) 事業手法

枚方市駅周辺は公共施設をはじめ、老朽化した建物が多く、更新が必要となっているとともに、駅周辺の比較的狭い範囲に集積していることから、新たな施設を建設するには、十分な建て替え用地がない状況となっています。

そのような中、第3章「まちづくりの方向性」を具体化するためには、公有地や民有地などの財産を最適利用し、段階的に建替えや移転などを行うことで、連鎖型まちづくりを推進する考えです。

まちづくりを進めるためには、都市再生緊急整備地域の指定による都市計画の特例や金融・税制などの支援措置の活用など、民間投資の促進や民間ノウハウを生かし公民連携で進めていく必要があります。具体化に際しては、本市の財政状況を踏まえるとともに、国の制度を最大限活用しながら、地権者や国・大阪府などと連携・協力し、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの事業手法により、都市基盤の整備や様々な都市機能の集積を進めます。

さらに、土地利用などについては、きめ細かな規制・誘導を図りつつ、都市機能の更新などにあわせて合理的かつ健全な土地の高度利用や良質な都市空間の形成を促進するため、商業系の用途地域の指定（継続・拡大）や地区計画を併用するなどの検討を行います。

○段階的な事業の推進

事業化に際しては、財政状況や市街地と公共施設の一体整備・区域の連担性、地権者の合意形成の進捗度合い、リスクの対応などの観点から、①街区、②街区、③街区、④⑤街区の4つに分け、各々が関連しながら連鎖型まちづくりに取り組みます。

現在、リーディングプロジェクトとして実施している文化芸術拠点の形成に向けた総合文化芸術センターの整備や、まちなか交流拠点などの形成に向けた③街区での市街地再開発事業にあわせて、④街区の現市民会館の跡地利用に加え、魅力がある生活サポート拠点や安全・安心の拠点の形成に向けて、⑤街区の大阪府北河内府民センターの③街区への移転及び、その跡地での新庁舎整備などをできる限り早期に実現するため、④⑤街区を一体的に整備していく必要があります。

④⑤街区の事業手法としては、道路などのインフラの整備とあわせて事業の検討段階から関係機関や民間の創意工夫の活用することが可能であることや、財政状況や街区内の地権者の個別事情などに柔軟に対応が可能な土地区画整理事業による基盤整備の検討を進めます。

④街区については、公園・広場の拡充や新たな道路など公共施設を整備するとともに、それらと連携が図れるよう民間活力導入エリアを地権者と協力して整備します。⑤街区では、新庁舎や広場などの整備、民間活力導入エリアの有効活用について、国・大阪府に協力を求めるとともに、地権者などと協力して整備します。その上で、新庁舎基本構想に基づき新庁舎整備に取り組むとともに、枚方消防署の⑤街区での建替えについて検討を進めます。

また、市有地を含む民間活力導入エリアの具体化に際しては、まず基本計画を基に市民の意向などを聴取した上で、まちづくりのノウハウを有する事業者と連携しながら取り組む考えです。

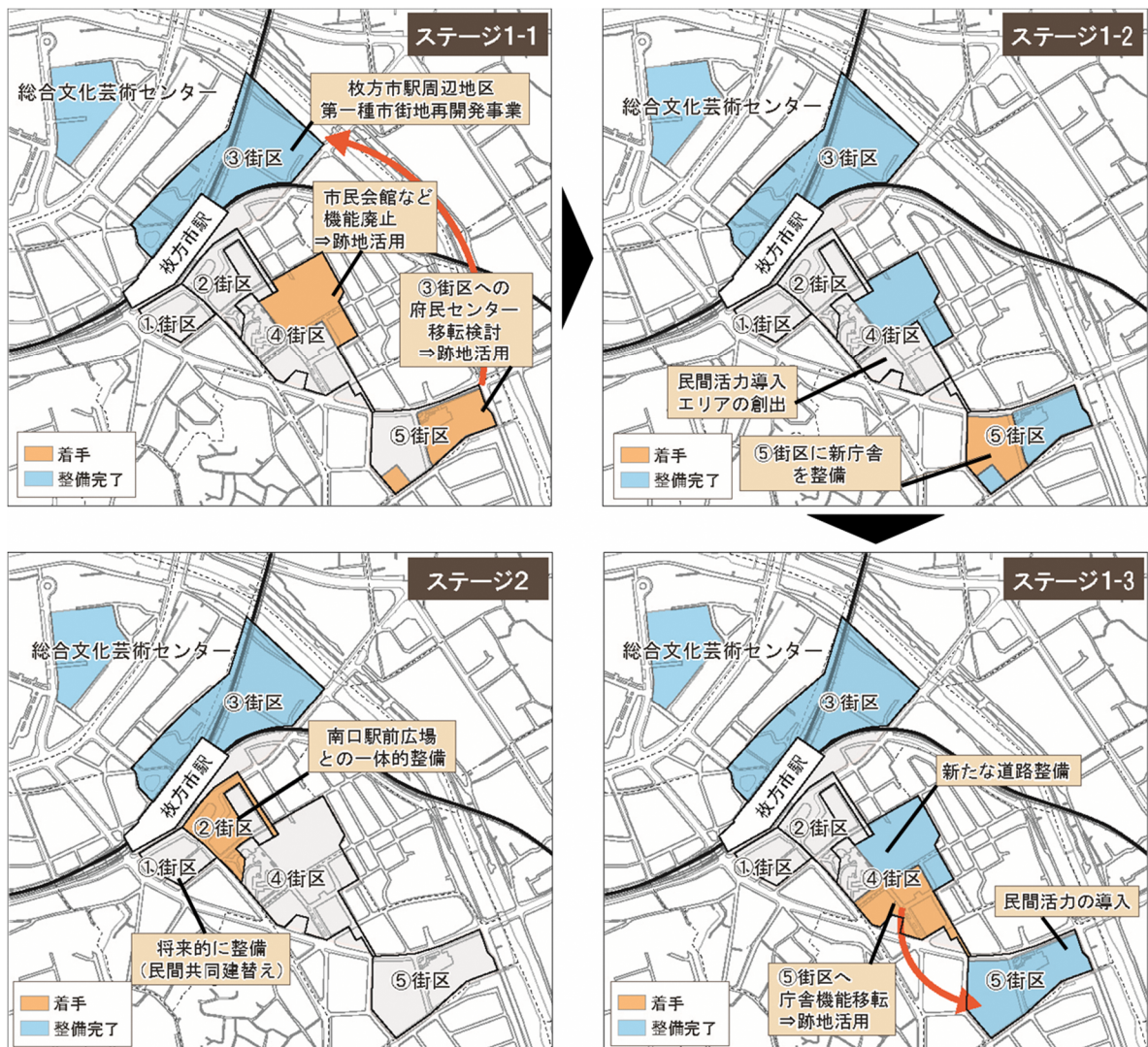
②街区についてはウォークアブルなまちの実現のため、駅前広場への通過交通の抑制やニッペパーク岡東中央と連続した大空間の確保などによる駅前広場の拡充を目指します。地権者の生活再建の意向を考慮するとともに機運の醸成を図りながら、実現に向けて取組を進めます。

また、①街区をはじめ、その他周辺エリアについては、地権者のまちづくりの機運を考慮して、必要に応じて技術的支援などの検討を行っていきます。

(想定する事業手法について)

- ・①街区 : 民間共同建替え
- ・②街区 : 枚方市駅（南口）駅前広場の整備とあわせた市街地再開発事業あるいは土地地区画整理事業など
- ・③街区 : 枚方市駅（北口）駅前広場や外周道路の一部整備とあわせた市街地再開発事業（事業中）
- ・④⑤街区 : 道路や広場などの都市施設の整備とあわせた土地地区画整理事業

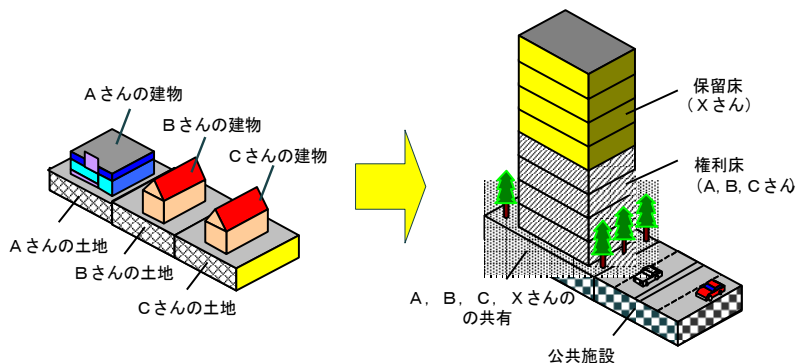
段階的な事業のイメージ



※本市の財政状況などを踏まえて各ステージを進めていきます。

<参考1> 市街地再開発事業のしくみ

- ・敷地を共同化して高度利用し、道路などの公共施設やオープンスペースを創出
- ・施行前の権利（土地・建物）を、施行後のビルの床及び敷地に関する権利に変換
（従前所有者などの権利を再開発ビルの床の権利に原則として等価で変換。）



市街地再開発事業の財源

1. 再開発補助金

《補助対象》施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部

- ・調査設計費（事業計画・地盤調査・建築設計・権利変換計画）
- ・土地整備費（建築物除却・整地・仮設店舗など設置・補償費など）
- ・共同施設整備費 など（空地など・供給処理施設など）

《補助金の財源内訳》

組合：国：地方 = 1/3 : 1/3 : 1/3 * 対象事業費に対する割合

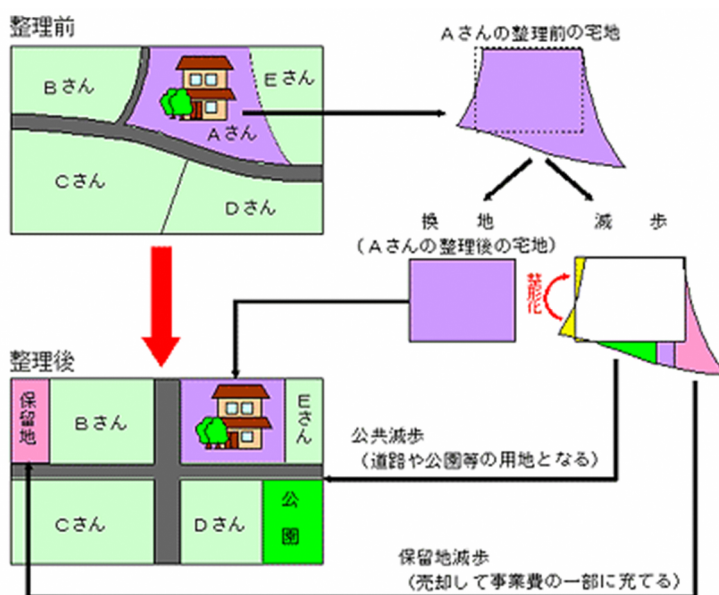
2. 公共施設管理者負担金

道路、駅前広場などの公共施設の整備に要する費用（国：市 = 1/2 : 1/2）

3. 保留床処分金 新たに生み出す床の売却益

<参考2> 土地区画整理事業のしくみ

- ・道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
- ・地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度です。



土地区画整理事業の財源

1. 土地区画整理事業補助金

《補助対象》

支援対象	土地区画整理事業調査（まちづくり基本調査、区画整理事業調査、区画整理促進調査） 土地区画整理事業（移転費、移設費、道路築造費、舗装費、整地費、立体換地費、河川水路整備費、公園整備費、減価補償費、営繕費、機械器具費、調査設計費）
限度額	施行地区内の都市計画道路などを用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を限度額とする。（用地費、補償費、築造費、舗装費及び交通安全施設整備費の合計）

《補助率》

補助限度額に対する国費・地方費の割合

土地区画整理事業調査 国 1/3 地方 2/3

土地区画整理事業 国 1/2、地方 1/2

2. 保留地処分金 事業で整備した宅地を保留地として売却することにより生み出す利益

<参考 考 2-2> 都市再生土地区画整理事業

- ・空洞化が進行する中心市街地、都市基盤が貧弱で整備の必要な既成市街地などにおいて、土地区画整理事業の実施により、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、土地の有効利用を促進するとともに、安全で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を行うことを目的とする事業。
- ・既成市街地の再整備・集約型都市構造への転換を図るため、立地適正化計画における都市機能誘導区域や、都市再生緊急整備地域、都市計画マスタープランに位置付ける地域の拠点などにおいて行う事業は重点地区の対象となる。
- ・土地利用・建築物整備の内容に対応して交付限度額が増加する仕組みとなっており。総合的なまちづくりの促進が可能となっている。

都市再生土地区画整理事業の財源

1. 都市再生土地区画整理事業補助金

《補助対象》

支援対象	調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、公開空地整備費、立地換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費
限度額	交付金限度額＝公共用地の増分の用地費×2/3＋公共施設整備費（移転補償費を含む）＋立体換地建築物工事費（共同施設の工事費などを限度）＋公益施設など用地上の従前建築物などの移転補償費＋電線類地下埋設施設整備費＋公開空地整備費＋防災関連施設整備費＋浸水対策施設整備費×2/3

《補助率》

補助限度額に対する国費・地方費の割合 <一般地区>国 1/3、地方 2/3、<重点地区>国 1/2、地方 1/2

2. 保留地処分金 事業で整備した宅地を保留地として売却することにより生み出す利益

(2) 総概算事業費

基本計画対象区域のうち、総概算事業費の対象とする区域は、駅前広場の拡充や新たな道路の整備が伴う③街区及び②、④、⑤街区とします。

②、④、⑤街区は土地区画整理事業、③街区は市街地再開発事業として想定した場合の総概算事業費は約 781 億円、それに伴う本市の負担額は約 314 億円と試算しています。市負担額の内訳は、公共施設管理者負担金、土地区画整理事業・市街地再開発事業に係る本市の補助金、新庁舎整備及び枚方市駅前行政サービスの再編に係る経費を見込んでいます。また、財源については、基金や起債、一般財源を充当するとともに、市有地の売却など市有財産の有効活用により確保するものです。そのため、市負担額から市有財産有効活用額を差し引くと、新たに必要となる市負担額は約 227 億円になります。事業手法や事業費の精査による市負担の抑制とあわせて、さらなる行政改革を推進することで基金の増額をするなど、引き続き財源確保に努めます。

なお、①街区については民間が主体となった施設の更新を見込んでおり、今回の総概算事業費の対象区域に含んでいません。

総概算事業費の内訳

(億円)

街 区	事業手法	事業費	市負担額	主な経費
③街区	市街地再開発事業	453	75	○公共施設管理者負担金
②街区 ステージ2	土地区画整理事業	81	41	道路や駅前広場整備に係る費用 ○市街地再開発補助金、土地区画整理補助金
④、⑤街区	土地区画整理事業	247	198	調査設計費、移転補償費、土地整備費などに係る補助金
ステージ 1-1		53	28	○新庁舎整備及び枚方市駅前行政サービスの再編に係る経費
ステージ 1-2～ 1-3		194	170	
合 計		781	314	

(財 源)

基 金 : 約 43 億円

起 債 : 約 108 億円

一般財源 : 約 76 億円

市有財産有効活用 : 約 87 億円

※「枚方市新庁舎及び総合文化施設整備事業基金」を市駅周辺再整備への活用に見直します。

※金額については現時点での目安であり、今後、事業手法や社会経済状況により変動します

第5章 実施に向けたスケジュール

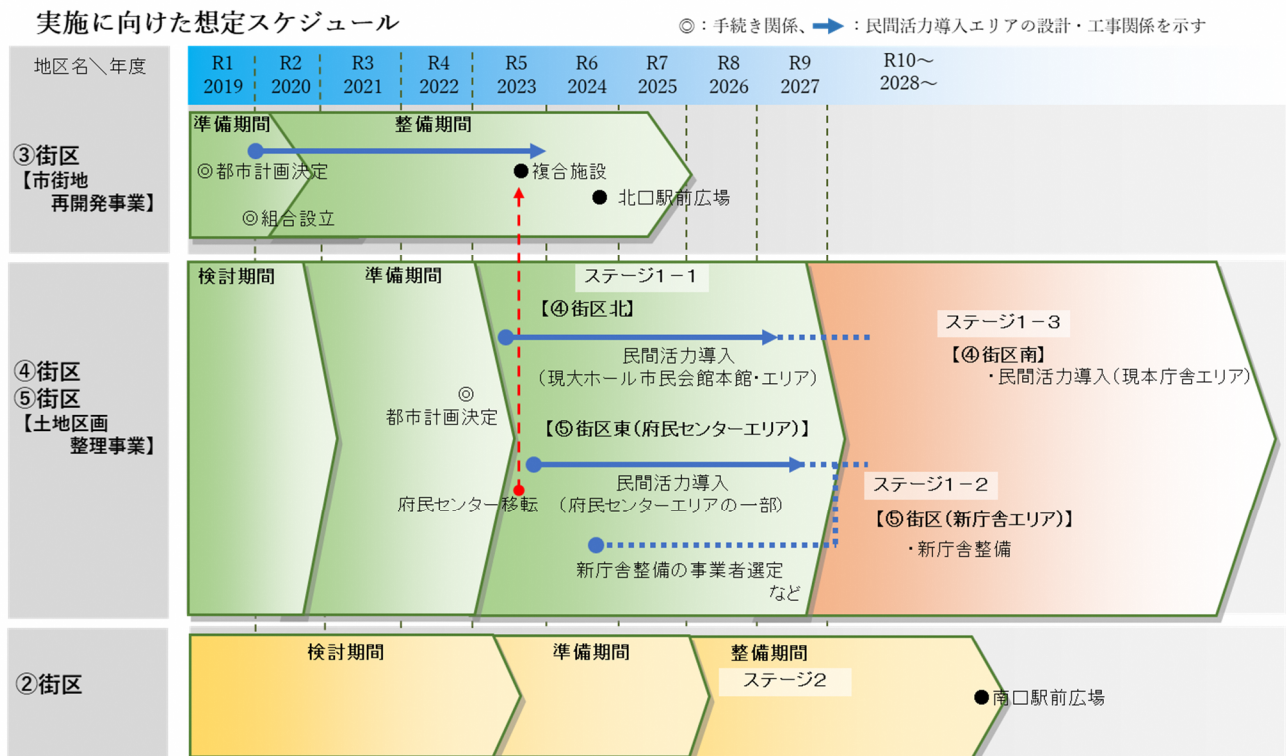
5-1. まちづくりの進め方と想定スケジュール

事業実施に際しては、地権者や関係機関などと連携・協力し、③街区や④街区の市民会館エリアの取組を進め、大阪府北河内府民センターの移転後、⑤街区での新庁舎整備などを行い、連鎖型による再整備を進めていく考えです。

まずは、③街区において、2018年度（平成30年度）地権者主体による準備組合が設立され、2019年（令和元年）10月の都市計画決定を経て、2020年（令和2年）3月には、市街地再開発組合が設立されました。今後も再開発組合による市街地再開発事業が円滑に進捗するよう支援を行います。

また、②、④、⑤街区については、基本計画策定後に地権者を対象とした勉強会などを実施し、まちづくりや生活再建の意向を確認するとともに、機運の醸成を図りながら、④⑤街区の事業化に向け、地権者主体の準備組織の設置や都市計画決定などの実現を目指します。

なお、①街区については、中長期的視点に立って地権者の機運の醸成を図るとともに、各種法制度を活用して支援するなど具体化を目指します。また、その他の街区周辺エリアについては、地権者などのまちづくりの意向や機運を考慮して検討を進めていきます。

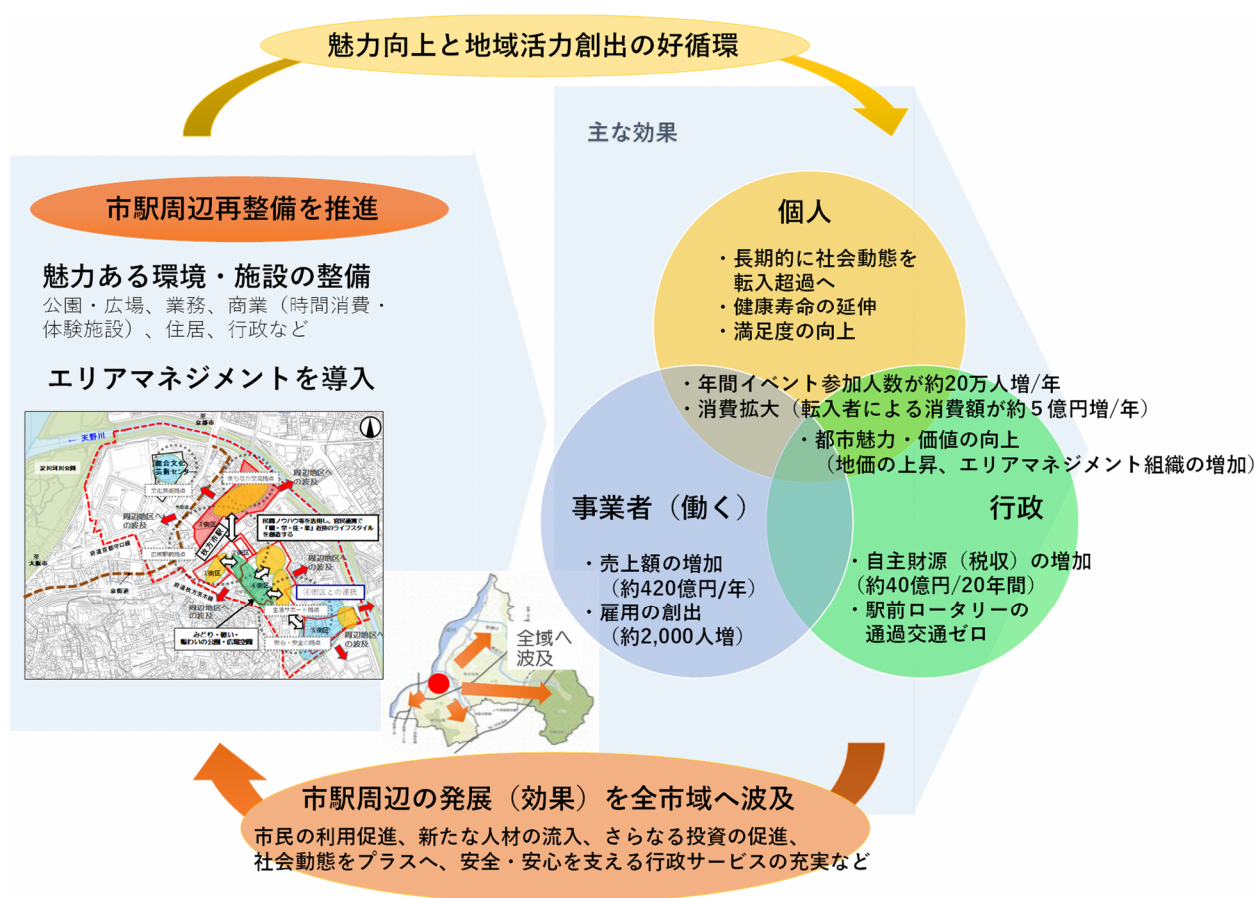


※本市が想定するスケジュールであり、事業実施にあたっては本市の財政状況や地権者の合意形成などにより、事業スケジュールを確定していくことになります。

5-2. 基本計画の実現に向けて

基本計画の実現に向けた取組を進めることで、目指す効果と指標の考え方を以下に示します。また、連鎖型まちづくりを進めていく必要があることから、街区全体を見据えながら関連する街区の地権者などとの調整を行うとともに、適切な情報発信や周辺地域の住民などの理解、国・大阪府など関係機関の協力を得ながら着実に取組を進めます。

なお、計画期間が長期に渡ることから、今後の事業進捗や社会情勢の変化などによっては、新たな視点に立ったまちづくりが必要になることや地権者合意に時間を要するなど、様々な課題に直面することが想定されます。その様な場合は、地権者や関係機関などの意見を聞きながら、基本計画の実現を図るために計画の見直しを行うものとします。



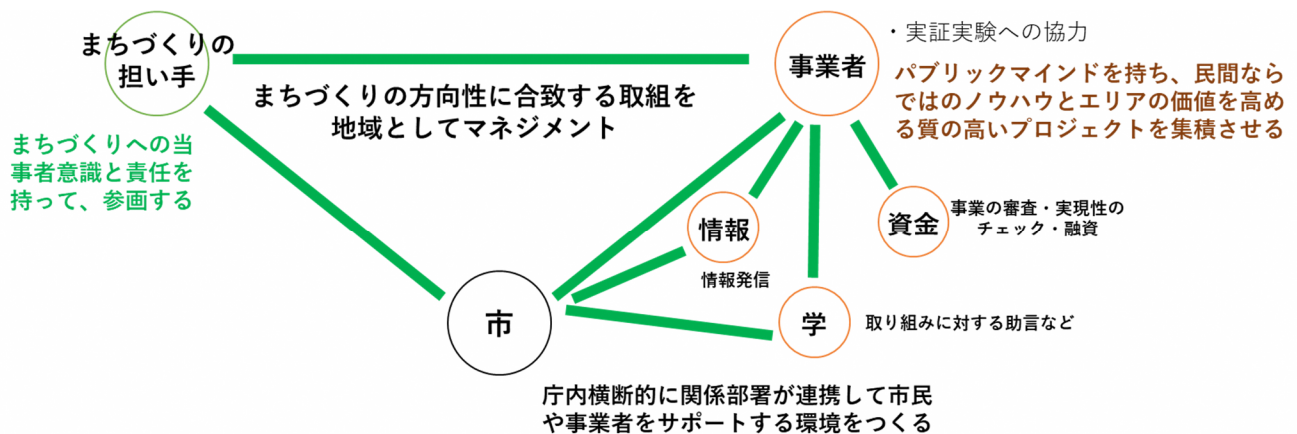
(図) 実現に向けてのイメージ

第6章 持続的に魅力が高まるまちづくりに向けて

6-1. まちの魅力向上の必要性和取組の考え方

枚方市駅周辺地区は、行政機能、商業・業務機能などが集積している広域中心拠点であり、市駅周辺再整備の実施により得られる賑わい・交流、定住促進などの効果を一時的なものとするのではなく継続して高めていくことにより、全市域の魅力向上につながると考えます。

そのためには、シビックプライドやパブリックマインドを持ったまちづくりの担い手や事業者と行政が連携し、地域特性を生かして、「まちをともに育て価値を高める」という公と民が継続的に連携できる環境を整えるとともに、体制を構築していくことが必要です。



エリアマネジメントの体制のイメージ

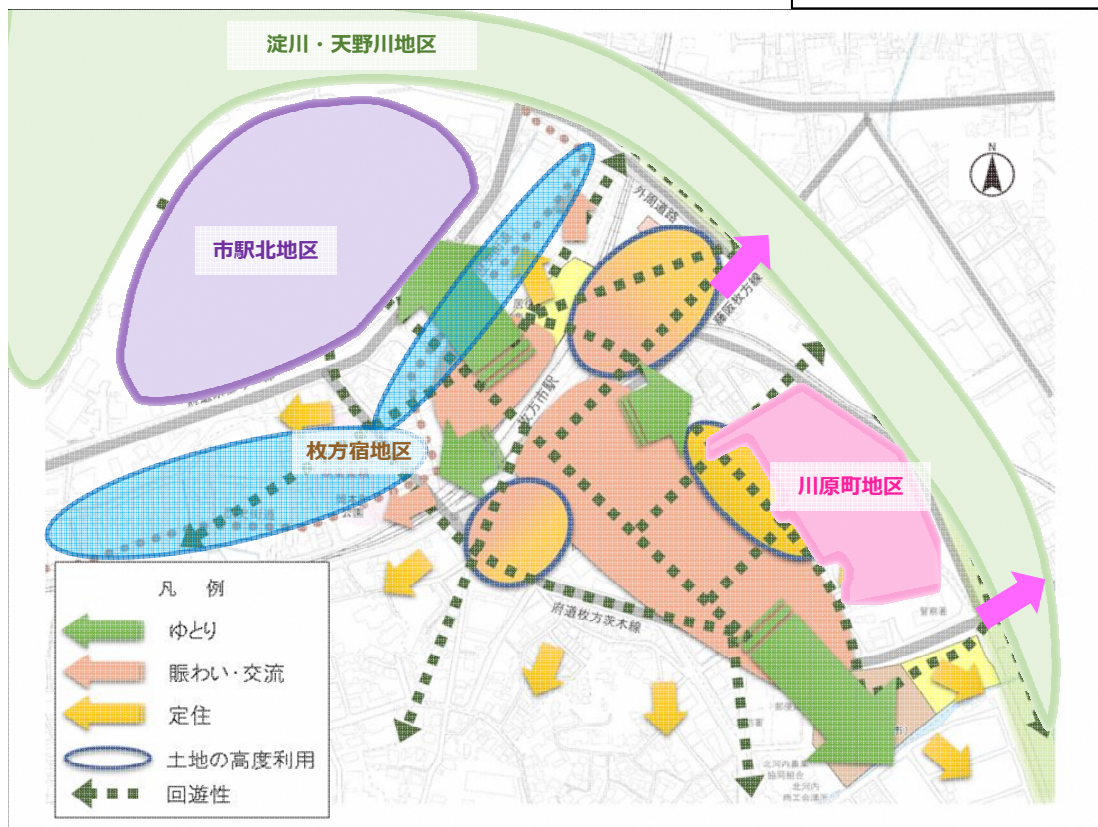
まちづくりの担い手は、責任を持って、主体的により多くの人々がまちづくりへ参画できる機会や場を創出し、継続した取組や将来のエリアマネジメントへの展開につなげていきます。事業者は、基本計画に沿ったプロジェクトを生み出し、民間ならではのノウハウを生かしながら、エリアの価値を高めていきます。市は、まちづくりの担い手や事業者などと連携・協力してまちの価値などを持続的に育むため支援を行うとともに、さらなるまちづくりの担い手となる人材発掘や育成、公共空間など既存ストックの利活用、適切な維持管理を通して、仕組みづくりや多くの方が主体的に関わり・取り組むといったエリアマネジメントの促進を目指します。

基本計画の対象区域だけでなく、周辺の淀川・天野川地区や市駅北地区、枚方宿地区、川原町地区、宮之阪地区などと、有機的に地域資源をつなぎ、連携を進めることで、周辺地域から全市域に効果的に波及させ相乗効果を高めていくことが可能になると考えます。例えば、エリア内の関係者などと本市が協働して、景観形成や公共空間の活用、維持管理、賑わいづくりや既存ストックのリノベーションなどに取り組み、利用者もあわせて情報発信などを行なうことで、地区のイメージアップやブランド力強化を図ります。

また、エリアマネジメントを通じて、自主財源となる駐車場や空間の管理、情報発信、広告など収益化できる事業を創出し、持続的な活動を行うことでエリアの価値向上につなげます。エリアマネジメントをするに際し、中心となる組織（エリアマネジメント会社やまちづくり団体など）が必要となります。パブリックマインドを持った組織であることが大前提となりますが、前述のとおり、持続的な活動には財源確保が必要であり、他地域の事例では、都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人や条例などの位置づけにより、公共空間施設の活用や運営委託などにより財源を確保しています。今後は、エリアマネジメント団体の位置づけやその仕組みづくり、既存ストック、新規事業の創出での活用などにより収益事業の検討を進めます。

事業が先行している③街区における取組や総合文化芸術センターへ移転後の現市民会館大ホールの跡地の利活用を契機に、公共空間の活用など市駅周辺のエリアマネジメントの仕組みの導入に向け、社会実験の実施や、組織づくりなどの取組を推進します。

周辺価値向上イメージ



■エリアマネジメント活動内容例（イメージ）

- (1) コミュニケーション（広報・情報発信）
 - ・情報誌の刊行、SNSへの発信
 - ・街路灯などへのバナー設置
 - (2) コミュニティ
 - ・祭りや催事などの運営（子育て世代が参加できる企画など）
 - ・ガーデニング活動
 - ・スポーツ・健康活動
 - ・交通マネジメント（巡回バス・レンタル自転車、駐車場の運営など）
 - (3) 街のプロモーション
 - ・各種イベントの誘致（音楽やアートイベント・ワークショップなど）
 - ・良好な景観の創出活動（広告のルール化など）
 - ・社会貢献活動への参加（環境美化や防犯・防災への取組）
 - (4) 公共空間の有効活用と維持管理
 - ・公園広場や歩道などの市有財産の有効活用
 - ・清掃活動、芝生や植栽の維持管理
 - ・駐車場や駐輪場の維持管理、放置自転車対策
 - (5) 自主財源の創出
- (1)～(5)の取組などを通じて創出



エリアマネジメント広告事業



公園における賑わい創出イメージ



統一感のあるサイン・案内板・照明



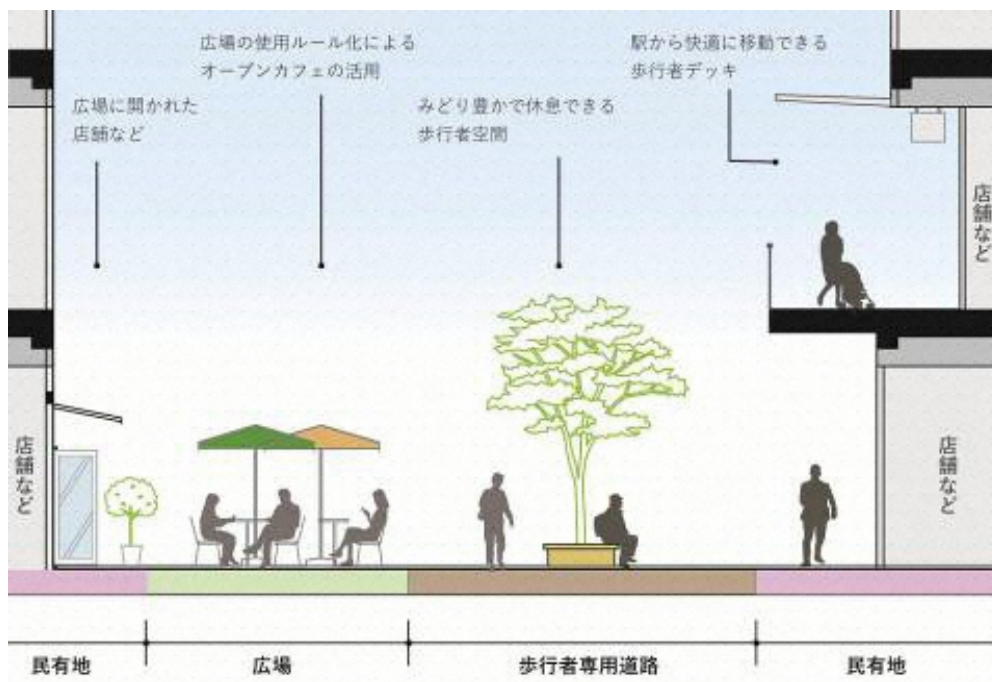
道路空間を活用したカフェ

<参 考>

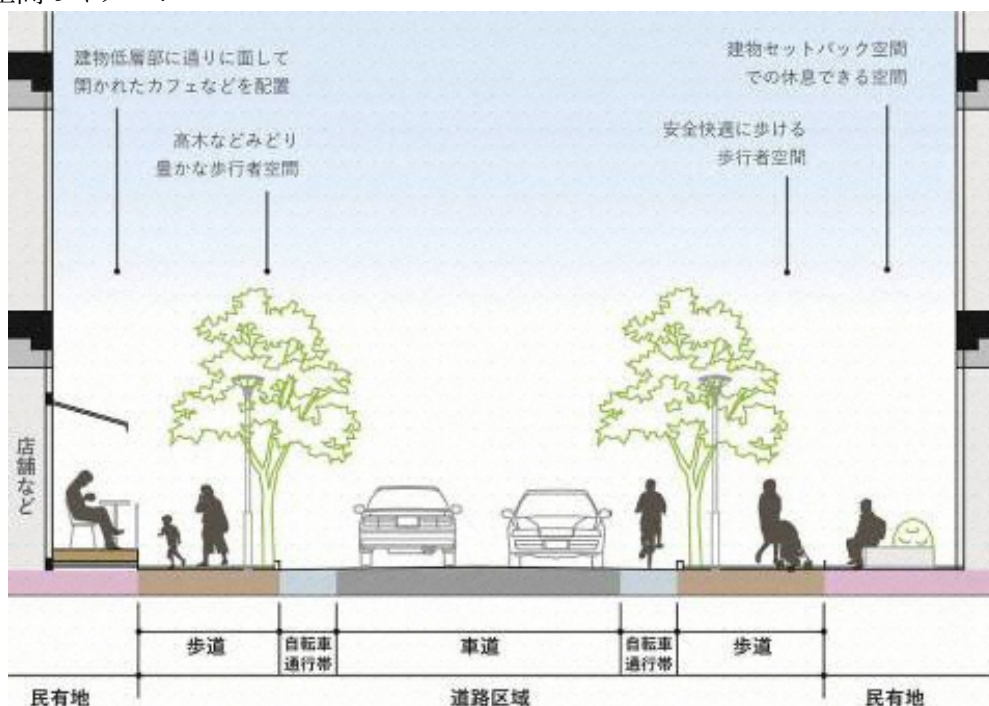
■公共空間の公民連携した活用のイメージ

まちの魅力を高め楽しく回遊できるようニッペパーク岡東中央や④街区及び⑤街区などの広場や道路空間を民間事業者などと連携して活用（カフェなど）するなど、民間活力（パーク PFI の活用など）導入についてエリアマネジメントとあわせて検討します。これにより、公園に係る維持管理費の低減や、賃料収入を得ることが期待できます。

<広場・歩道活用のイメージ>



<道路空間のイメージ>



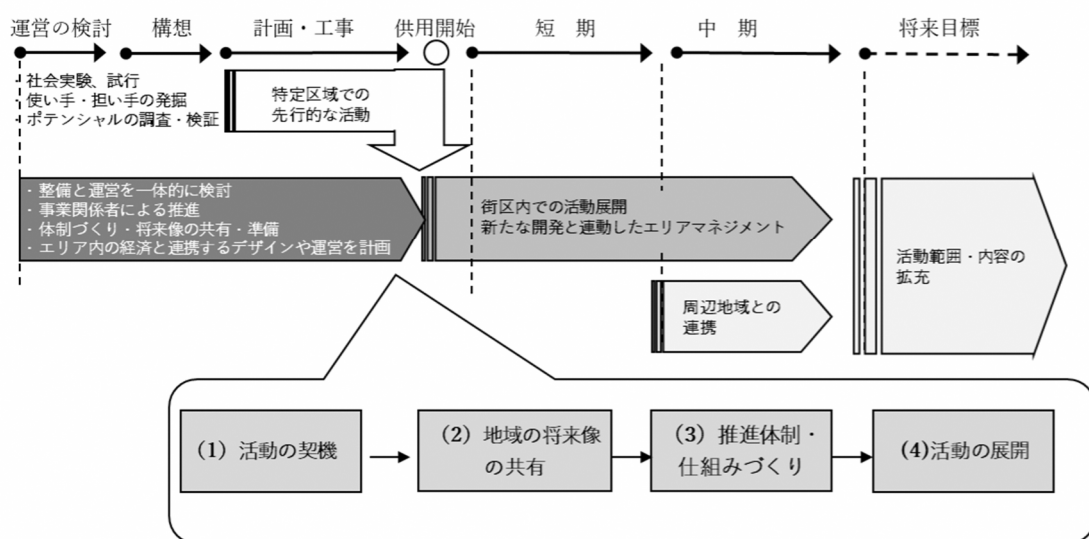
6-2. エリアマネジメントの展開

エリアマネジメント活動は、次に示す(1)～(4)の順序による円滑な展開を目指します。

計画・工事期間など施設の供用開始までの当初段階では、事業に関わる地権者、事業者などを中心に地域の将来像を共有し、推進体制や仕組みづくり（例えば「まちづくり会社」や「まちづくり協議会」などのエリマネ団体）を検討します。周辺エリア（枚方宿地区や川原町地区など）を含めて、エリアマネジメント活動を展開できるように、市として規制緩和や条例、都市再生推進法人としての位置付けなど支援を行い、ともに地域の価値を高めていく考えです。

さらに、将来的には、再整備ビジョンを対象とした広域的なエリアのカバーを目指します。

■展開イメージ



■本市の取り組み

様々な主体が多様な形態でまちづくりに関わりを持ちまちの魅力を高めていく取組を促進するため、本市としては必要となる調整や情報共有などを行います。

例えば

- ・ 連携の推進及び関係団体などへのマッチングなどの支援
- ・ 基本計画の共有化も含めた、まちづくりに関わる情報の発信・周知
- ・ 枚方市駅周辺の再整備に際して、新たに建設される建築物や公園・広場などと連携したデザイン、各街区とも統一感をもった案内サインの表示を提案 など

参考資料

■上位関連計画における枚方市駅周辺の位置付けについては以下のとおり

1.第5次枚方市総合計画（2016年（平成28年）4月策定）

（1）基本構想

- ・まちづくりの基本目標
「地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち」

（2）基本計画

- ・重点的に進める施策
施策目標：人々が集い賑わい、魅力あふれる中心市街地のあるまち
取り組み：枚方市駅周辺整備や市内の移動の円滑化、市内産業の活性化により、人々の交流や賑わいを創出し、まちの魅力向上を図る。

2.枚方市都市計画マスタープラン（2017年（平成29年）3月改定）

- ・広域中心拠点：
周辺市町を含めた広域都市圏を対象とした都市機能を集積する中心的な拠点
- ・南西部地域（枚方市駅周辺地域含む）の都市づくりの方針
 - 便利で快適に暮らせる計画的な都市づくり
 - ・枚方市駅周辺における広域都市圏を対象とした都市機能を集積する広域中心拠点の形成
 - ・枚方市駅周辺再整備の実現に向けた取組の推進
 - ・総合文化施設の整備促進による文化芸術拠点の形成
 - ・鉄道駅周辺における多様な都市機能と調和した良好な居住環境の形成と都市居住の集積
 - 都市基盤や公共交通ネットワークが充実した都市づくり
 - ・枚方市駅前の交通機能の強化
 - ・枚方藤阪線の整備促進
 - 安全安心の都市づくり
 - ・鉄道駅周辺におけるバリアフリー化の促進

枚方市都市計画マスタープラン：平成29年3月

全体構想 / めざすべき都市構造

『集約型都市構造の実現』
「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」
の計画的な都市づくり

広域中心拠点

枚方市駅周辺
広域都市圏を対象とした
都市機能を集積中心的な
拠点



都市構造図

【都市軸】

・都市観光流軸

← ■ ■ ■ →	国土・広域幹線道路
—	幹線道路等

・生活交流軸

—	鉄道
—	主なバス路線

【都市拠点】

●	広域中心拠点
●	広域拠点
●	地区拠点
●	生活拠点

地域別構想 / 南西部地域

『枚方市駅周辺再整備の実現に向けた取り組みの推進』

都市の活性化に向けた再整備を推進

『枚方市駅前の交通機能の強化』

賑わいとゆとりのある駅空間の形成

●	広域都市機能集積ゾーン
●	都市機能集積ゾーン
●	生活利便ゾーン
■	居住ゾーン
■	住工協調ゾーン
■	沿道産業集積ゾーン
■	環境共生ゾーン

—	京阪本線、京阪交野線
← →	幹線道路
← →	補助幹線道路
(主)	主要地方道
(府)	府道
(市)	市道
—	主要なバス路線
■	供給処理施設
■	都市計画公園(公園)・緑地
(P)	ポンプ場
—	河川
—	地域界



3.枚方市立地適正化計画（2017年（平成29年）3月作成）

○都市機能の状況

本市を含む広域都市圏の中心的な機能を担い、官公庁団地における市役所などの行政サービス施設のほか、病院、商業、文化施設などの広域を対象とした基幹的な施設や保育所や幼稚園など多種多様な都市機能が立地している。

近年、大規模商業施設の撤退などによる商業機能の不足をはじめ、1965年（昭和40年）から50年代に実施された市街地再開発事業により立地した建築物の老朽化が進むなど、拠点機能の低下が課題となっており、計画的な再整備が必要である。

○主要な公共交通の状況

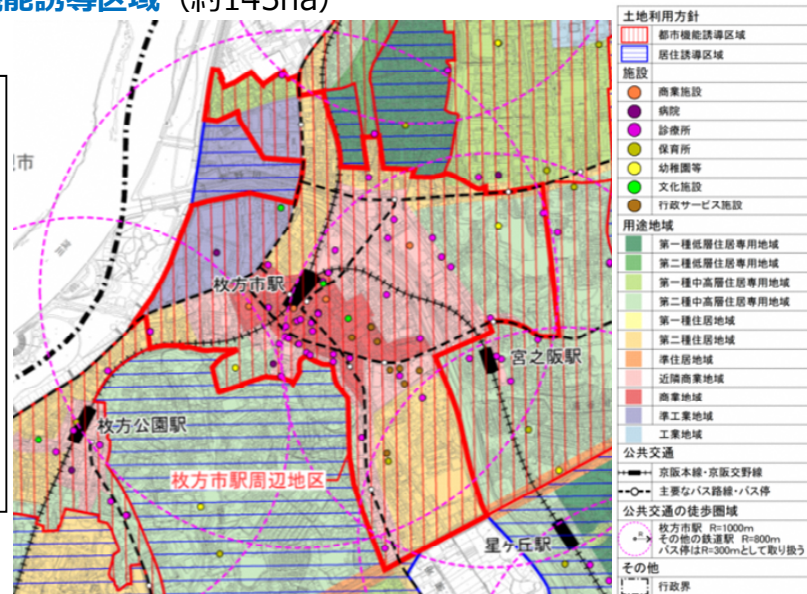
枚方市駅は、京阪本線の特急停車駅であり、多くの人々が利用する本市の重要な交通機能を担っている。駅前には、市内各所や隣接市などの多方面をつなぐ複数の路線におけるバスが発着する駅前広場が整備されているが、鉄道駅へ向かう交通の集中や、駅前を通過する車両などによる駅前広場の混雑が発生しているため、安全で快適な歩行空間の確保など、交通環境の改善が求められる。

○都市づくりの方向性

行政施設の用地を有効活用しつつ、土地の高度利用化により、行政サービスをはじめとして、商業・業務、文化交流機能などの広域都市圏を対象とした中心的な都市機能の更新、強化を図るとともに、賑わいとゆとりのある駅空間の形成や交通環境の改善など、枚方市駅周辺再整備の重点的な取組を進める。また、医療、子ども・子育て支援などの生活サービスの都市機能の集積を図り、子育て世代などの多様な居住ニーズに対応した居住環境を形成し、都市居住を集積していく。

枚方市駅周辺地区都市機能誘導区域（約143ha）

- 【都市機能の状況】
 - ✓ 建築物の老朽化
 - ✓ 拠点機能の低下
- 【主要な公共交通の状況】
 - ✓ 駅前交通広場の交通混雑
 - ✓ 安全で快適な歩行空間の確保
- 【都市づくりの方向性】
 - ✓ 行政施設の用地を有効活用
 - ✓ 土地の高度利用化
 - ✓ 賑わいとゆとりのある駅空間の形成



<参考> ※「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋

(1) 総人口・世帯数・年齢3区分別人口割合の推移

本市の総人口は、2009年（平成21年）まで増加傾向が続き、一時41万人を超えましたが、2009年（平成21年）をピークに減少傾向となっています。

一方で、世帯数は、増加傾向が続いていることから、1世帯あたり人員は減少傾向です。

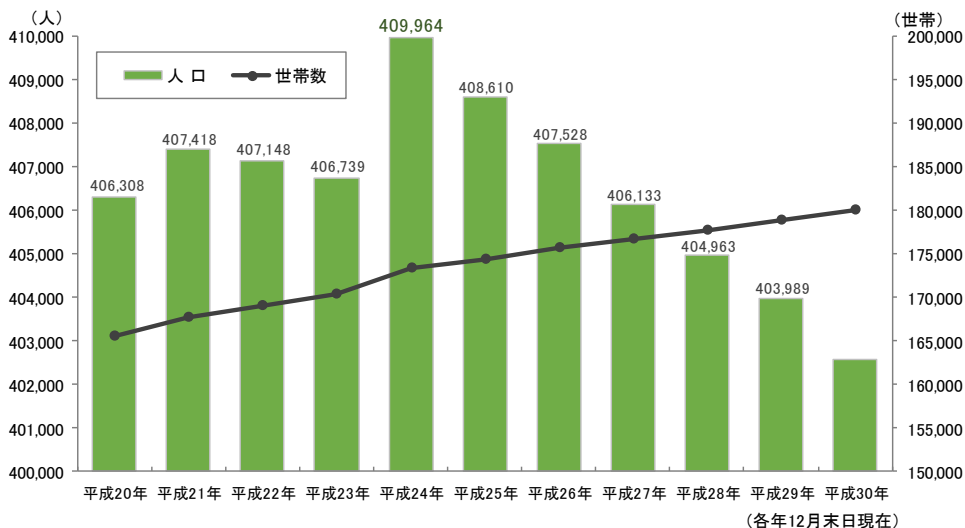


図 総人口・世帯数の推移

年齢3区分別人口の割合については、近年、生産年齢人口と年少人口は減少傾向にあるのに対し、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

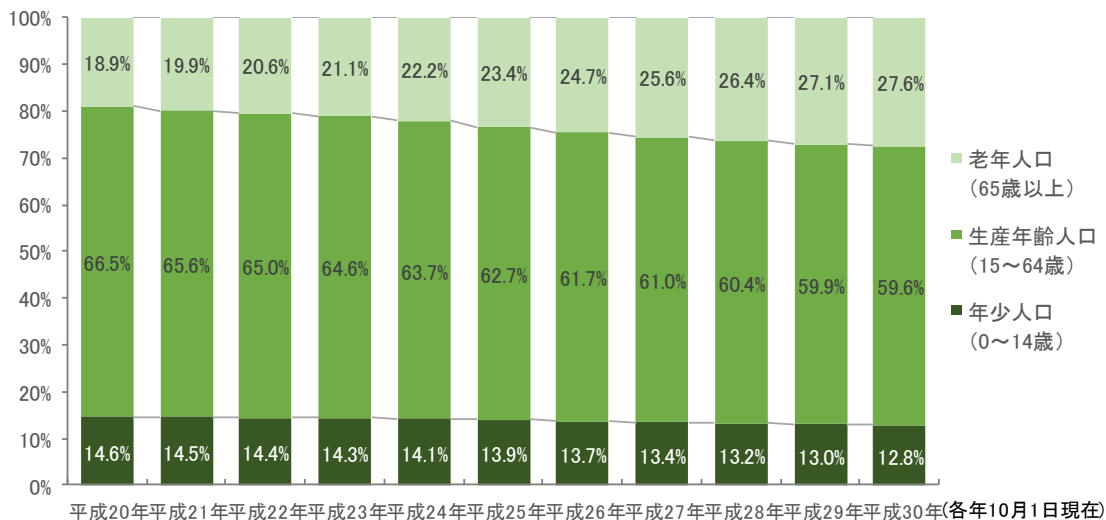


図 年齢3区分別人口割合の推移

出典：枚方市統計書

(2) 自然動態（出生・死亡）

出生と死亡による自然増減については、2012年（平成24年）までは出生数が死亡数を上回る自然増が続いていましたが、2013年（平成25年）以降、死亡数が出生数を上回り、自然減となっています。

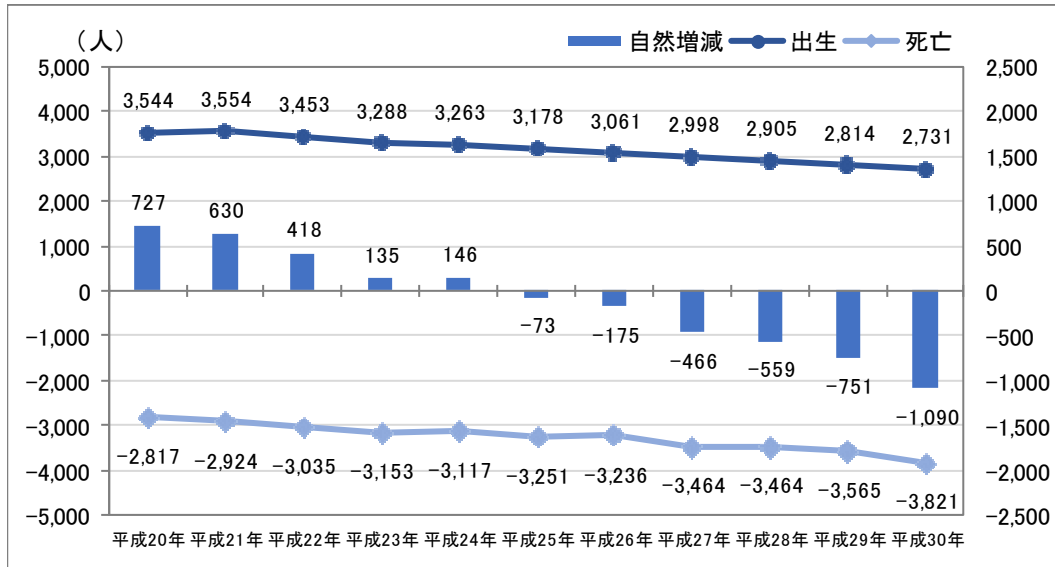


図 自然増減の推移

出典：枚方市統計書

(3) 社会動態（転入・転出）

転入と転出による社会増減については、転出数が転入数を上回る社会減の傾向が続いており、2007年（平成19年）と2009年（平成21年）に社会増となっているものの、2010年（平成22年）から再び転出が超過し、社会減となっています。特に20～34歳が多くなっています。

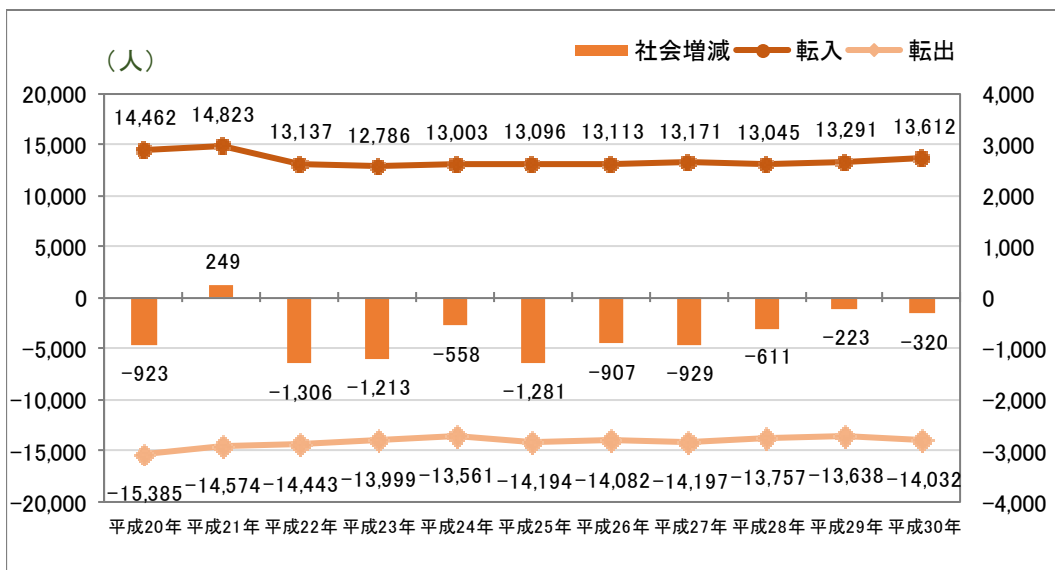


図 社会増減の推移

出典：枚方市統計書

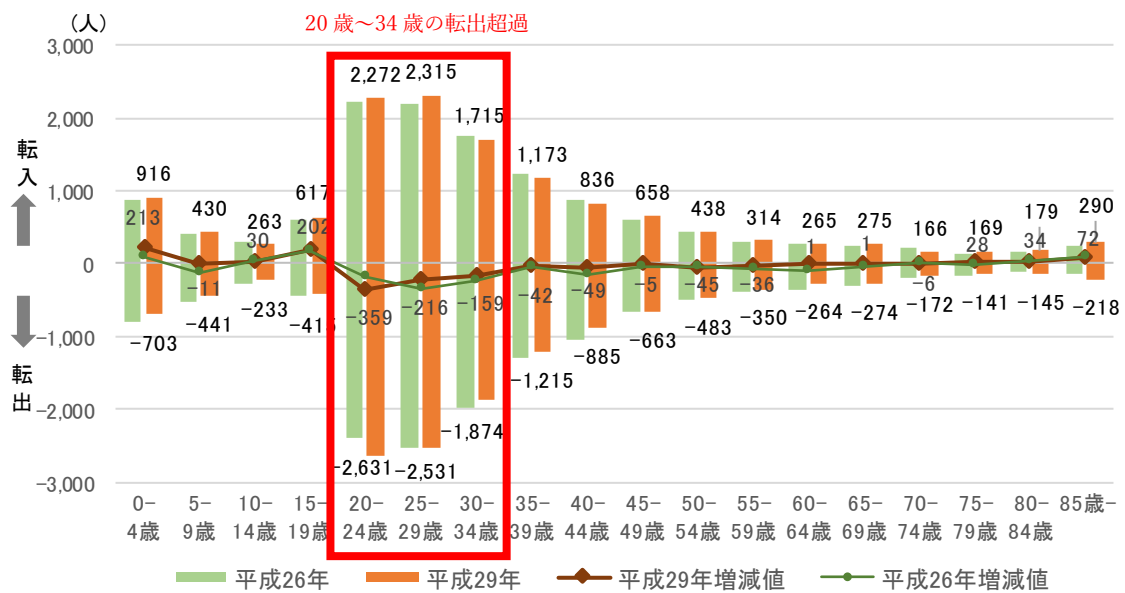


図 枚方市の年齢別・5歳階級別の社会移動の状況 出典：枚方市統計書

人口の将来予測では、2013年（平成25年）～2043年の30年かけ約8万人減少し、このままの状況が続くと約32万人になると予測されています。また、年齢別構成比では、2033年に65歳以上が全体の3割を超えるとされています。

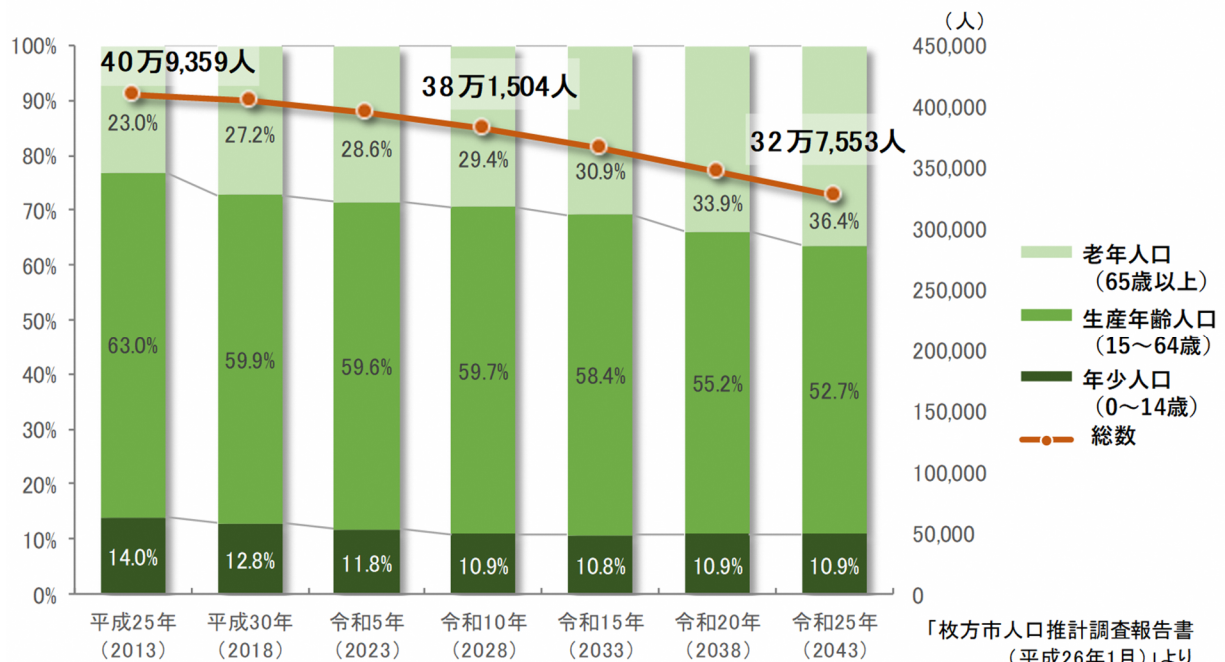


図 枚方市の将来人口推計